

# 新型コロナウイルス感染症に伴う宮古島市家賃支援助成金（第2弾） 募集要項

## 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた宮古島市内の事業者において、2. 対象施設及び用語の定義に記載の施設（以下「倉庫等」という。）の賃料を助成し、その経営を支援することを目的とする。

## 2. 対象施設及び用語の定義

本事業における助成金対象施設及び用語の定義は次の各号のとおりとする。

- 1) 倉庫 事業に用いる貨物・物品などを貯蔵・保管するための建物  
例) 車庫・商品保管庫・業務用物品保管庫
- 2) 作業所等 事務所及び店舗以外の用途に使用している建物  
例) 作業場・加工場・商品製造所等
- 3) 事業用用地 事業に使用するために賃借している土地  
例) 建築資材置き場・廃棄物置き場・事業用建物が立地する借地
- 4) 駐車場 従業員駐車場及びお客様駐車場
- 5) 車両置き場 レンタカー置き場・自動車修理専用駐車場・車検専用駐車場等
- 6) 船着き場 事業に用いる漁船又は遊漁船等を係留させる場所

## 3. 応募資格要件

次の条件を全て満たす法人又は個人事業主とする。

- 1) 本市において他人の倉庫等を自身で営む事業のために直接占有し、賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結して賃料を支払っている者
- 2) 令和3年4月30日までに賃貸借契約を結んでいる者
- 3) 飲食店等においては、令和3年4月1日から6月30日までに発出された、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等による営業時間短縮要請等に全期間応じる者
- 4) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
  - イ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係にある者
  - ウ 暴力団員等がその事業活動を実質的に支配する法人
  - エ 役員のうち暴力団員等がいる法人
- 5) 交付申請日以降も宮古島市内で事業継続する意志がある者

#### 4. 助成金の額

- 1 契約あたり賃料 3 ヶ月分上限 20 万円とする。(千円未満切捨て)

#### 5. 提出書類等

##### 1) 提出書類

- 宮古島市家賃支援助成金（第 2 弾）交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- 振込用通帳の口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できるページ（写し）
- 賃貸借開始時期及び月額賃料が明記されている賃貸借契約書（写し）  
※事業用に使用することが確認できること
- 令和 3 年 5 月分の賃料の領収書又は支払いが確認出来る通帳（写し）  
\*複数の倉庫等を有する場合は、それぞれの賃貸借契約書及び令和 3 年 5 月分の支払いが確認出来る領収書等（写し）
- 事業を行っていることが分かるもの（令和 2 年分の確定申告書もしくは開業届の写し）
- 倉庫等の外観及び内観がわかるもの。（写真等）

##### 2) 受付期間 令和 3 年 6 月 7 日（月）から令和 3 年 6 月 30 日（水）

##### 3) 提出場所 宮古島市観光商工部観光商工課（0980-73-2690）

〒906-8501 宮古島市平良字西里 1 1 4 0 番地 2 階

##### 4) 提出部数 1 部

##### 5) 提出方法 **郵送**（受付期間最終日 **17 時必着**）\*コロナ感染拡大防止のため。

※郵送に必要な封筒及び切手はご自身で準備願います。

#### 6. その他

以下の内容についてもご了承ください。

- 1) 事務所や倉庫等の所在について、関係課へ照会を行う場合がある
- 2) 提出された書類について提出後の追加及び変更は認めない
- 3) 提出された書類は返却しない
- 4) 提出された書類の複製を作成する場合がある
- 5) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある